

富士市公告第201号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年6月10日

富士市長 小長井 義正

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託
- (2) 業務内容
本業務は、本市の交通政策における重要な課題となっている新富士駅・富士駅間の接続等について、事業推進に向けた体制や社会受容性向上方策、自動運転バスの社会実装に向けた自動運転導入計画やロードマップの作成等を行うなど、自動運転の社会実装に向けて必要な調査・検討を行うものである。概略は次のとおりであるが、詳細については「令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託特記仕様書」に示すとおりとする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (4) 契約限度額 18,447,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和7年度富士市競争入札参加資格審査の登録又は申請者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(6) 自動運転サービスの導入検討に係る業務の実績を有し、かつ本業務を遂行するための適切な人員配置ができる者。

(7) 本業務に従事する配置予定技術者は、企画提案書に記載した企業に雇用され、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ア 管理技術者

資格：技術士（建設部門：道路）、技術士（総合技術監理部門：建設一道路）、
RCCM（道路）

イ 照査技術者

資格：技術士（建設部門：道路）、技術士（総合技術監理部門：建設一道路）、
RCCM（道路）

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和7年6月10日（火）から同年6月20日（金）まで

(2) 交付書類

ア 令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託
プロポーザル実施要領

イ 令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託
プロポーザル様式集

ウ 令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託
特記仕様書

- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトの URL は、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shigoto/nyusatsu/gyomuitaku/boshuchu/index.html>

4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年6月10日（火）から同年6月13日（金）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「参加表明に関する質問書」（様式－1）に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2904（直通）
- (3) 質問回答日 令和7年6月17日（火）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、「令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託プロポーザル実施要領」の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年6月10日（火）から同年6月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市都市整備部都市計画課（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 「令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託プロポーザル実施要領」による。

6 手続日程

- (1) 令和7年6月10日（火） 公告
- (2) 令和7年6月13日（金） 参加表明に関する質問書提出期限
- (3) 令和7年6月17日（火） 参加表明に関する質問回答の公表
- (4) 令和7年6月20日（金） 参加表明書等提出期限
- (5) 令和7年6月25日（水） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和7年7月1日（火） 企画提案書等に関する質問書提出期限
- (7) 令和7年7月4日（金） 企画提案書等に関する質問の回答
- (8) 令和7年7月11日（金） 企画提案書等提出期限
- (9) 令和7年7月17日（木） プレゼンテーション及びヒアリング

- (10) 令和7年7月下旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (11) 令和7年7月下旬 契約

7 その他（留意事項）

- (1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- (2) 失格となる企画提案者

- ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

- (ア) 「令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託プロポーザル実施要領」の「2(4) 契約限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合

- (イ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

- イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- (ア) 「令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託プロポーザル実施要領」に定める手続き以外の方法により、評価委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

- (イ) 「令和7年度 自動運転バスの社会実装に向けた推進体制等調査・検討業務委託プロポーザル実施要領」の「13 プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合（予定技術者が欠席した場合も含む。）。ただし、交通機関等の事故その他真にやむを得ない理由がある場合で、事前に連絡したときを除く。

- (ウ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合

- (エ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

- (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。

- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

- (7) 令和6年度に実施した「新富士駅・富士駅間自動運転基礎調査業務委託」の業務成果品については、企画提案書の提出期間中に都市計画課窓口で閲覧可とする。

閲覧を希望する場合は、事前に担当課へ電話にてその旨連絡すること。